

<参考>償却方法と取得価額による申告の要否について

【表1】個人の場合

取得時期	取得価額	国税の取り扱い	償却資産申告の要否
平成元年3月31日までに取得した資産	10万円未満	必要経費	不要
	10万円以上	減価償却	要
平成元年4月1日から 平成10年12月31日までに取得した資産	20万円未満	必要経費	不要
	20万円以上	減価償却	要
平成11年1月1日以後取得した資産	10万円未満	必要経費(※1)	不要
	10万円以上 20万円未満	3年一括償却(※2)	不要
		減価償却	要
20万円以上	減価償却	要	

※1 所得税法施行令第138条、※2 所得税法施行令第139条

【表2】法人の場合

取得時期	取得価額	国税の取り扱い	償却資産申告の要否
平成元年3月31日までに取得した資産	10万円未満	損金算入	不要
		減価償却	要
10万円以上	減価償却	要	
	減価償却	要	
平成10年3月31日以前に開始された 事業年度に取得した資産	20万円未満	損金算入	不要
		減価償却	要
	20万円以上	減価償却	要
平成10年4月1日以後に開始された 事業年度に取得した資産	10万円未満	損金算入(※3)	不要
		3年一括償却(※4)	不要
		減価償却	要
	10万円以上 20万円未満	3年一括償却(※4)	不要
		減価償却	要
20万円以上	減価償却	要	

※3 法人税法施行令第133条、※4 法人税法施行令第133条の2

<注意>少額の減価償却資産の取り扱い

地方税法第341条第4号および地方税法施行令第49条の規定により、取得価額が10万円未満の資産のうち、一時に損金算入したもの(表1※1、表2※3)と、取得価額20万円未満の資産のうち3年間で一括償却したもの(表1※2、表2※4)は、償却資産の申告の対象外となります。

なお国税においては、租税特別措置法の規定によって、中小企業者等が平成15年4月1日以降に取得した30万円未満の資産を一括で損金に算入できますが、当該資産については固定資産税の課税対象となりますので、申告をお願いいたします。